

## 目 次

平成27年度財政援助団体監査の結果に基づく措置状況

### ■財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

- 1 保健福祉部健康づくり課 . . . . . P 1  
・水の郷自主事業実行委員会
- 2 産業経済部観光課 . . . . . P 7  
・水郷柳川旅物語企画会議  
・“おもてなし柳川”市民会議
- 3 教育部生涯学習課 . . . . . P 13  
・柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会

## 柳川市監査委員告示第1号

### 財政援助団体監査の結果に基づく措置状況について

地方自治法第199条第12項及び柳川市監査規程第32条第1項の規定により、平成27年8月10日から平成27年10月14日までに実施した財政援助団体（水の郷自主事業実行委員会、水郷柳川旅物語企画会議、“おもてなし柳川”市民会議、柳川おもてなし健康マラソン大会実行員会）の監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長等から通知がありましたので、同法同条同項及び同規程同条第2項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年1月29日

柳川市監査委員 松藤 博明  
柳川市監査委員 近藤 末治

27柳健康第2374号  
平成27年12月24日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様  
柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市長 金子 健次  
(保健福祉部健康づくり課)

平成27年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成27年11月20日付け、27柳監査第144号で提出された財政援助団体監査の結果の報告における指摘事項について、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

#### 記

- 1 監査対象となった財政援助団体  
水の郷自主事業実行委員会
- 2 指摘事項及び措置の状況  
財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

- 1 監査対象団体 水の郷自主事業実行委員会
- 2 補助金等の名称 水の郷自主事業実行委員会負担金
- 3 担当部署 保健福祉部健康づくり課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア イベント等の入場料について、通帳への入金が開催日から1ヵ月以上経過するなど遅れているものが多数見受けられたため、速やかに入金されたい。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 水の郷くらぶサポーター店からの売上金回収の遅れや、迅速な事務処理を行わなかったため。
2 措置内容の概要 『措置検討中』 実行委員会に監査指摘事項を報告し、回収金の遅れがないよう要請するとともに、事務局にあっては、迅速な事務処理執行を徹底します。
3 再発防止策の内容 毎月1回、事務局において（担当者だけでなく複数人にて）通帳記入が行われているかのチェックを行います。

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
イ 水の郷シネマ入場料の収入処理に当たっては、販売日や販売場所、販売枚数等を明らかにする書類を添付されたい。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 販売集計表を作成していなかったため。
2 措置内容の概要 『措置済み』 現在、販売日や場所、枚数等を記載した集計表を作成しています。
3 再発防止策の内容 毎月1回開催している実行委員会定例会に販売集計表の現状を報告することで、きちんとした集計表を作成しなければならないことの意識付けを行います。

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 請求書のないものが多数見受けられる。請求日、債権者の住所、氏名（団体の場合は、団体名及び代表者氏名）、押印等を確認した請求書を受領の上、支払いをされたい。

<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 店舗より直接購入した商品や、立て替え払いの商品があったため。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置済み』 現在、すべての品目において請求書を徴し、支払いを行っています。</p> <p>3 再発防止策の内容 事務局にて購入する品目については上記措置内容を徹底するとともに、実行委員会委員が購入する品目についても請求書を徴するよう要請します。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
<p>イ 支払の証となる領収書がないものや、領収書に債権者の署名はあるものの押印のないものがある。 これらの多くは謝金や委託料等の支払いであり、口座振込が可能なものについては、安全面からも口座振込みによる支払いをされたい。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 債権者への印鑑持参の通知を怠る等、事務的な不備があったため。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置検討中』 今後、債権者への事前通知を徹底するとともに、可能な限り口座振込での対応を行います。</p> <p>3 再発防止策の内容 債権者への事前通知の徹底等事務的な不備がないように処理を行っていきます。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
<p>ウ 報酬等の支払の際に、所得税の源泉徴収が行われていないものや税率を誤っているものがある。</p>
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 徴収すべき税率の確認を怠ったため。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置済み』 平成27年度源泉徴収税額表を確認し、適正な税率への変更を行いました。</p> <p>3 再発防止策の内容 源泉徴収税額表を確認し、適正な税率での源泉徴収を行います。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
----------------------

エ くもで座の演技指導者に毎月定額の費用弁償をしているが、支出の根拠となる文書が不明である。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因          実行委員会設立当初に、演技指導者に対する費用弁償について、当時の格安航空券の金額を根拠として定額を支払うことを確認しており、現在までその方法を踏襲してきたため。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置検討中』          費用弁償の金額算出方法を実行委員会で検討するとともに、演技指導者に対しては領収書の提示が可能かどうか確認します。</p> <p>3 再発防止策の内容          早急に費用弁償の算出方法を確定します。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
オ 東京都内の飲食店での演技指導者等による白秋生誕 130 周年記念音楽祭打合せ費用が、レシートにより請求され支払われている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因          白秋生誕 130 周年記念音楽祭に出演する黒色すみれと柳川市民劇団「くもで座」間で舞台演出上での打ち合わせが必要となり、東京在住の黒色すみれと劇団指導者の在京スケジュールが一致したため、都内でイベントの打ち合わせを行いました。このことにより、その経費について請求書でなく演技指導者の立替払いとなったため。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置検討中』          上記のようなケースは避け、可能な限り電話等にて対応するよう演技指導者に要請します。</p> <p>3 再発防止策の内容          指摘事項について、劇団指導者へ説明します。</p>

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
カ 会計期間については、会則で「毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。」と規定されているが、平成 27 年 4 月 1 日以降に支出されたものが平成 26 年度の支出として処理されている。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因          年度末に行う事業などで 4 月 1 日以降に請求があったため。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置検討中』</p>

<p>出納閉鎖期間を設けることを検討しています。</p> <p>ただし、会則の改正が必要となるため、次年度以降の対応とする予定です。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>出納閉鎖期間を設けるために会則の改正を行います。</p>
--

<b>指摘事項 (3) 契約事務</b>
ア 委託料として支払があるものについて、委託契約書が作成されていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>指摘された委託契約については、平成 23 年度までは契約締結を行っていたものの、契約内容に変更がなかったため、契約書の作成を省略していました。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置検討中』</p> <p>平成 28 年度以降は委託契約書の作成を行います。また、他に委託契約が生じた場合は、契約書締結を徹底します。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>委託契約書の締結を徹底します。</p>

<b>指摘事項 (4) その他</b>
ア 実行委員会会則第 6 条第 2 項で役員の任期は 1 年と定められているが、再任の際に委嘱状が交付されていない。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>現状、委員からの退任の申し出がある場合を除いて、継続して委員を務めていたため、委嘱状の交付を省略していました。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置検討中』</p> <p>実行委員会に指摘事項を報告し、今後は委嘱状を交付するようにします。</p> <p>3 再発防止策の内容</p> <p>会則どおりの運用を行っていくことを徹底します。</p>

<b>指摘事項 (4) その他</b>
イ イベント開催時に招待券が発行されているが、発行基準が設けられておらず取扱いが曖昧である。対象者の制限や発行枚数に上限を設けるなど検討されたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因</p> <p>配布基準を設けておらず、イベントの内容次第により集客を図るため、各委員が必要</p>

な枚数分の配布を行ったため。

2 措置内容の概要 『措置検討中』

早急に実行委員会にて招待券の配布基準について協議を行います。

3 再発防止策の内容

配布基準どおりの運用を行っていきます。

**指摘事項 (4) その他**

ウ 設立 15 周年の記念事業実施に備え基金積立てが行われているが、決算書においても基金積立額が不明である。

**措置等の内容**

1 原因

決算書への計上漏れ等事務的な不備があったため。

2 措置内容の概要 『措置検討中』

基金積み立てについて、決算書及び予算書へ明記します。

3 再発防止策の内容

予算、決算の作成について、基金積み立てを含め計上漏れ等がないようにします。



27柳観第262号  
平成27年12月9日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様  
柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市長 金子 健次  
(産業経済部観光課)

平成27年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成27年11月20日付け、27柳監査第144号で提出された財政援助団体監査の結果の報告における指摘事項について、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

#### 記

- 1 監査対象となった財政援助団体  
「水郷柳川旅物語企画会議」  
「“おもてなし柳川”市民会議」
- 2 指摘事項及び措置の状況  
財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

- 1 監査対象団体 水郷柳川旅物語企画会議
- 2 補助金等の名称 水郷柳川旅物語企画会議負担金
- 3 担当部署 経済産業部観光課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 取材時の飲料水を自動販売機にて購入したため、支出を証明する書類（領収書）が添付されていない。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 テレビ取材のテーマが「どんこカフェ」だったことから、観光協会に設置しているカップ式のコーヒーを自動販売機から購入したもの。
2 措置内容の概要 『未措置』 自動販売機であり、領収書が発行できない。
3 再発防止策の内容 今後は、市の規定に準じて処理を行うよう、実行委員会の中で徹底していきます。

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 高速道路を使用しているが、事務局職員個人のクレジットカードによる決済がされている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 急な出張であり、事前の資金前渡ができず、持ち合わせがなかったもので、カードで支払ったもの。
2 措置内容の概要 『未措置』 カード決済であり、すでに処理済のものですので、差し替えができませんでした。
3 再発防止策の内容 今後は、市の規定に準じて処理を行うように徹底をします。

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ウ 請求書による支払いが可能なものについても立替払いされている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 請求書であれば再度店舗に支払いにいかねばならなくなるため、時間短縮になる

<p>と思い立替払いにしたもの。</p> <p>2 措置内容の概要 『未措置』 すでに処理したものであり、差し替えができませんでした。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、市の規定に準じて処理を行うよう徹底していきます。</p>
--

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
エ 日額払いの報償費を12日分支出しているが、業務実施日の内訳が無い。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 日払いについて、日数だけを確認した上で処理をしてしまった。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置済』 平成26年9月13日(土)14日(日)20日(土)21日(日)23日(祝)27日(土)28日(日) 10月4日(土)5日(日)11日(土)12日(日)の12日間です。</p> <p>3 再発防止策の内容 支払いに関しては、出勤日に担当者から印鑑をいただくよう徹底します。</p>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
オ ゆるり旅の受付業務について、観光案内所スタッフに対し直接報償費が支払われているが、この業務については観光案内所で行われており、スタッフは柳川市観光協会と雇用関係にあるため、このような場合は柳川市観光協会と業務委託契約をされたい。
<b>措置等の内容</b>
<p>1 原因 当初は、観光案内業務以外の取り扱いという認識だったため、個人で処理をさせていただいておりました。</p> <p>2 措置内容の概要 『未措置』 支払いが完了しており、差し替えができません。</p> <p>3 再発防止策の内容 平成27年度から柳川市観光協会との委託契約としました。</p>

<b>指摘事項 (2) その他</b>
ア 平成26年度において、支出における旅費の予算額を誤ったまま事務処理が行われたことから、決算書において、支出予算額が収入予算額を超過した決算書が作成され、監事の監査を経て決算が承認されている。
<b>措置等の内容</b>

1 原因

通帳と決算書及び帳票のみで監査を行っていただいたもので、その際に予算書を提示していなかったため。

2 措置内容の概要 『措置済』

監事にも話をさせていただき、処理をしていただきました。

3 再発防止策の内容

今後は、すべての書類をそろえた上で、監査を行っていただく。

別紙

財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

- 1 監査対象団体 “おもてなし柳川” 市民会議
- 2 補助金等の名称 “おもてなし柳川” 市民会議負担金
- 3 担当部署 経済産業部観光課

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
ア 高速道路を使用しているが、事務局個人のクレジットカードによる決済がされている。
<b>措置等の内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 原因 急な出張であり、事前の資金前渡ができず、持ち合わせがなかったもので、カードで支払ったもの。</li> <li>2 措置内容の概要 『未措置』 カード決済であり、すでに処理済のものですので、差し替えができませんでした。</li> <li>3 再発防止策の内容 今後は、市の規定に準じて処理を行うように徹底をします。</li> </ul>

<b>指摘事項 (1) 支出事務</b>
イ 請求書による支払いが可能なものについても立替払いされている。
<b>措置等の内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 原因 請求書であれば再度店舗に支払いにいかねばならなくなるため、時間短縮になると思い立替払いにしたもの。</li> <li>2 措置内容の概要 『未措置』 すでに処理したものであり、差し替えができませんでした。</li> <li>3 再発防止策の内容 今後は、市の規定に準じて処理を行うよう徹底していきます。</li> </ul>

<b>指摘事項 (2) 契約事務</b>
ア 啓発アイテムの制作業務委託について、市民会議発足前から事業提案を行っていた業者に対し随意契約にて業務を委託しており、委託先の決定過程が不明瞭である。
<b>措置等の内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>1 原因 デザイナーとして、市内で実績があり、事前に提案をいただいた関係でスムーズに事業展開ができると考えたからです。</li> </ul>

<p>2 措置内容の概要 『未措置』 現物が納品されており、業者差し替えができないため。</p> <p>3 再発防止策の内容 今後は、プロポーザル形式など、公平な業者決定を行っていきます。</p>
--

<p><b>指摘事項 (3) 財産管理事務</b></p>
<p>ア 「おもてなしの心日本一」を広く市民に浸透させる取組みとして、幟、バッジ等の啓発アイテムを制作しているが、帳簿等による管理はなされていないため、適切な在庫管理に努められたい。</p>
<p><b>措置等の内容</b></p>
<p>1 原因 啓発アイテムであり、市民に幅広く浸透させるために積極的に配布を行っており、在庫管理が正確にできなかったため。</p> <p>2 措置内容の概要 『措置済』 在庫管理表を作成し、その都度入力し、管理をしている。</p> <p>3 再発防止策の内容 在庫管理表を作成し、それに基づき管理を行っていきます。</p>

27柳教生第1852号  
平成27年11月30日

柳川市監査委員 松 藤 博 明 様  
柳川市監査委員 近 藤 末 治 様

柳川市教育委員会教育長 日高 良  
(教育部生涯学習課)

平成27年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について(通知)

平成27年11月20日付け、27柳監査第144号で提出された財政援助団体監査の結果の報告における指摘事項について、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 監査対象となった財政援助団体  
柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会
- 2 指摘事項及び措置の状況  
財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書(別紙)のとおり

別紙

財政援助団体監査における指摘事項の措置状況報告書

- 1 監査対象団体 柳川おもてなし健康マラソン大会実行委員会
- 2 補助金等の名称 合併10周年記念柳川おもてなし健康マラソン大会補助金
- 3 担当部署 教育部生涯学習課

<b>指摘事項 (1) 収入事務</b>
ア 「協賛金」を誤って「参加料」として収入している。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 3月24日の郵便局からの一括入金の中に協賛金（アイワ）分が入金されているのが判明。
2 措置内容の概要 『措置済』 決算上科目が違うため参加料から協賛金へ計上しました。
3 再発防止策の内容 一括入金される場合の対応といたしまして、参加料と協賛金を分けて郵便局からの入金を依頼し対処していきます。

<b>指摘事項 (2) 支出事務</b>
ア 実行委員会開催時の飲料水をコンビニにて購入し立替払いしているが、支出命令書には総額の領収書しか添付されていないため、内容の確認ができない。 この他、請求書による支払いが可能なものについても立替払いされている。
<b>措置等の内容</b>
1 原因 実行委員会開催の飲料水を事前に購入しておらず、当日購入することになり、時間の余裕がなく領収書に品目も記載されていないことに気づかず、そのまま事務処理をしておりました。 担当が現金払いしかできないとの勘違いにより立替払いを行っていました。
2 措置内容の概要 『措置済』 既に支払い済みです。
3 再発防止策の内容 安易に立替払いをせず、財務規則に従い適切に対処してまいります。